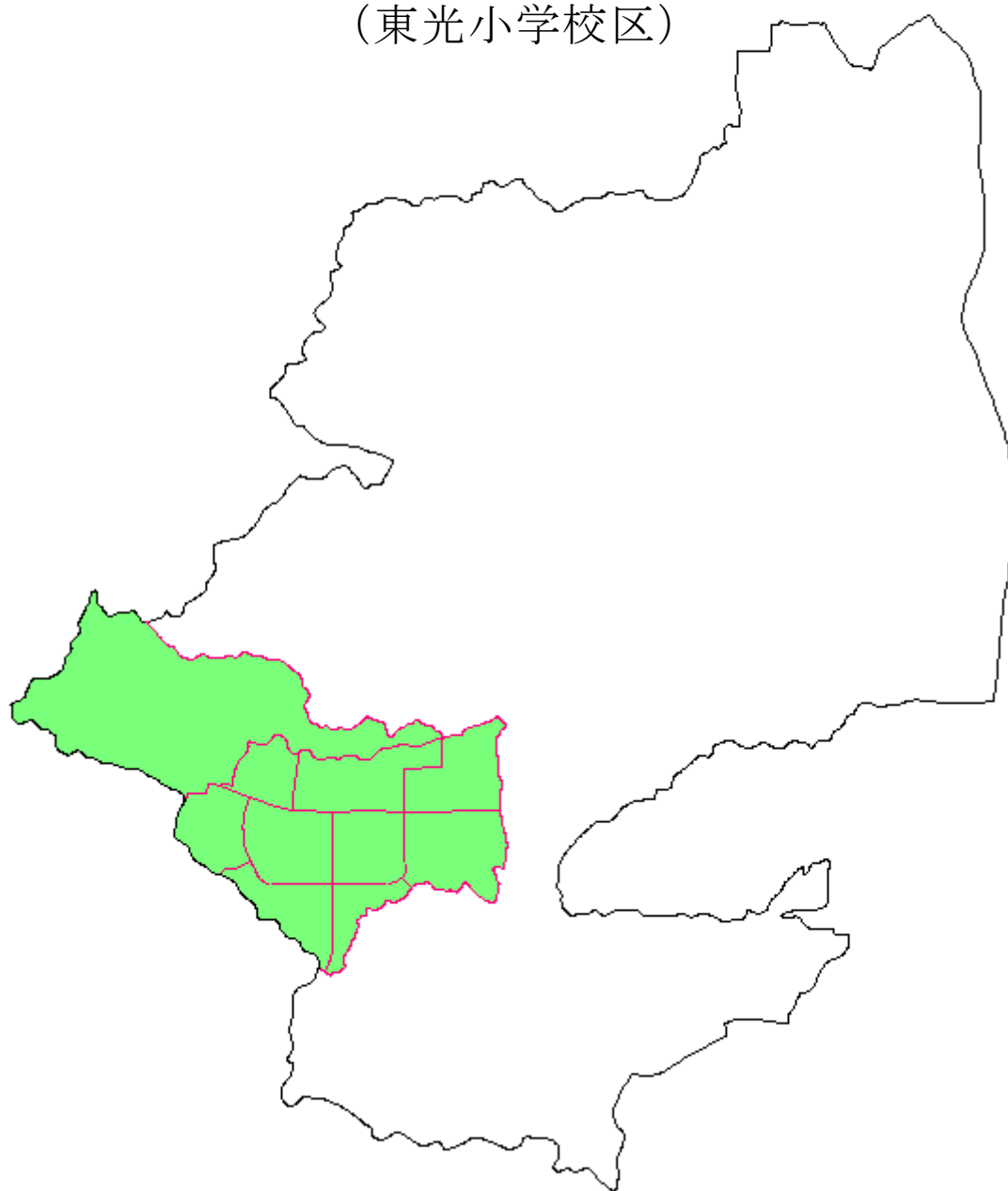


# 避難所ルール

(東光小学校区)



平成31年2月

# 目 次

1	避難所生活のルール	1
2	入退所のルール	2
3	トイレ使用のルール	2
4	火気使用のルール	3
5	ペット飼育のルール	3
6	衛生環境保持のためのルール	4
7	物資配給のルール	4
8	授乳室及びおむつ替えのルール	5
9	着替え室のルール	5
10	災害時用公衆電話使用のルール	5
11	飲酒・喫煙のルール	5

## 1 避難所生活のルール

災害時においては、精華町に在住されている方、精華町に通勤、通学や訪問されている方々を含め、行政の人達、避難所運営委員会のメンバーも被災者であることを忘れないでください。またこの避難所を運営するにあたり、厳しい状況であることも理解してください。少しでも快適な生活をおくれるようにお互い励まし合い、協力しあうことが最も大事なことです。

- ① 避難所運営委員会及び各班の班長の指示には従ってください。要望等ありましたら、相談班にお願いします。
- ② 元気な方は、各班の班員として作業に従事していただきます。この際、身体の調子の悪い方は遠慮なく申し出てください。
- ③ 自治会に加入していなくても、帰宅困難者・東畑・光台地区以外の方も避難所は利用できます。
- ④ 食料・物資等の配給は原則、各自治会等に行います。
- ⑤ 入所・退所は総務班に書類を提出してください。
- ⑥ トイレについて
  - (1) 水道が止まっている場合は、備え付けのバケツの水を流してください。
  - (2) 衛生班が清掃と水の汲み置きを行います。
  - (3) 使用後のトイレトペッパーは流さず備え付けのゴミ箱に捨てます。
  - (4) 清掃及びゴミ処理は、午前10時、午後5時とします。
- ⑦ ゴミの処理について
  - (1) 分別して指定場所に出し、指定場所以外に出してはいけません。
  - (2) 集積場所の清掃は、当番制とします。
  - (3) 清掃等の時間は午前10時、午後5時とします。
- ⑧ 情報掲示板の掲出時間は1週間とします。
- ⑨ 消灯時間は午後11時とします。
- ⑩ 喫煙は指定場所以外では禁止とします。

## 2 入退所のルール

＜避難所に入所するとき＞

- ① 受付で「避難者カード」を記入して、提出してください。持病や人工透析など健康上に不安のある方、常飲薬などがあれば必ず記入してください。
- ② 居住スペースにご案内します。

＜避難所から退所するとき＞

- ① 移住スペースの清掃をしてください。(ゴミはゴミ集積所に分別して捨ててください。)
- ② お身体の都合などから清掃をすることが難しい場合は、衛生班にご相談ください。
- ③ 受付で「避難所退所届」を記入して、提出してください。

## 3 トイレ使用のルール

＜共通事項＞

汚物処理袋に排泄物が溜まってきたら当番にかかわらず、気づいた人達で交換を行いましょう。交換の目安は概ね7割りぐらいです。トイレはすべて禁煙です。また、トイレを更衣室としての使用は禁止します。

＜避難所施設のトイレを使用する場合＞

- ① 洋式のトイレは足の不自由な方や介添えの必要な方を優先してください。
- ② トイレットペーパーは、詰まる可能性がありますので便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。
- ③ トイレを使用したら、バケツに汲み置きしてある水を使用し流してください。

＜携帯トイレを使用する場合＞

- ① 使用後は決まった場所に捨ててください。
- ② トイレ内備え付けのゴミ箱にはトイレットペーパーだけ捨てるようにしてください。

＜簡易トイレを使用する場合＞

- ① 使用説明書をよく読んで、手順に従い使用してください。

- ② 使用後は、しっかりと袋を結ぶなど、中身が飛散しないようにして、指定された場所に捨ててください。

<建物外仮設トイレを使用する場合>

- ① 洋式のトイレは足の不自由な方や介添えの必要な方を優先してください。
- ② トイレを使用する際は、入り口にある札を「使用中」にしてから入ってください。
- ③ トイレの設置の配分は男：女＝1：3としジェンダー・介護用は男女共用が理想です。
- ④ くみ取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら衛生班に報告してください。

#### 4 火気使用のルール

- ① 避難所で火気を使用する場合は原則として屋外とします。
- ② 避難所内で住居班の許可なしでは火気を使用しないでください。
- ③ 個人のカセットコンロを使用する場合も、食料班の許可をもらってください。ただし、住居スペース内での使用は禁止します。
- ④ 電化製品の使用は住居スペースでは、電気の容量がありますので原則禁止とします。
- ⑤ ストープの周りに衣類を干すのは禁止とします。きめられた場所、方法でお願いします。
- ⑥ ストープなどの燃料を交換する際は住居班にお知らせください。

#### 5 ペット飼育のルール

避難所では、次のルールに基づいて飼い主が、責任を持って飼育・管理をおこなってください。

- ① ペットの飼い主さんで世話をするグループを作ってください。これは、避難所の仕事とは別となります。
- ② ペットは決められた飼育場所でケージに入れるか柱などにつないでください。

- ③ 残ったエサは必ず後始末してください。
- ④ 排泄物は、責任をもって、後始末を必ずしてください。
- ⑤ 散歩やブラッシングは、避難所外の安全なところで行ってください。
- ⑥ ペット飼育室内の清掃は必ず一日1回は行ってください。
- ⑦ ケージ等のペットに関する物品は飼い主が責任をもって用意してください。

## 6 衛生環境保持のためのルール

- ① 食事の前、トイレの後は手を洗い消毒しましょう。
- ② 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い消毒しましょう。ゴム手袋及びマスクがあれば装着しましょう。
- ③ 住居班を中心に避難所内の清掃を行いましょう。
- ④ 嘔吐者が避難所にでた場合は、消毒液や塩素系漂白剤で消毒しましょう。嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため脱いでそのままビニールに入れて、決められた場所に置いてください。
- ⑤ 熱、せき、嘔吐、下痢がつづく場合は救護班に伝えその後の指示を待ってください。

## 7 物資配給のルール

- ① 食料・水などの配給は原則公平に分配します。ただし、物資が不足する場合は、妊産婦、乳幼児、子供、高齢者、障がい者など、要配慮者を優先に配布します。
- ② 物資の配給は、各自治会等の代表にお渡しします。その他の避難者等も同様とします。
- ③ アレルギー対応食を希望される方は、事前に食料班に申し出てください。役場に問い合わせします。

## 8 授乳室及びおむつ替えのルール

授乳室及びおむつ替えの場所を施設管理者と調整し、運営委員会が指定しますので、必要な方はご利用ください。男性の入室は禁止とします。

## 9 着替え室のルール

体育館に着替える場所を男女、1ヶ所づつ用意します。また、女性だけ授乳室でも着替えができます。なお、荷物は置きっぱなしにはしないでください。洗濯物を干すのはやめてください。

## 10 災害用公衆電話使用のルール

災害用公衆電話が設置された場合は、発信専用であり受信はできません。

- ① 緊急の要件（ご家族の安否確認など）以外での使用は控えてください。
- ② 通話は原則5分以内とします。
- ③ おおきな声で話すなど、他の迷惑になる行為は慎んでください。
- ④ 消灯時間後の使用はなるべく控えてください。

## 11 飲酒・喫煙のルール

- ① 避難所を含む校内は禁煙です。決められた場所で喫煙してください。
- ② 飲酒はできません。